

技能实习信息	技能実習情報
<p style="text-align: center;">一 技能实习生的工伤保险・健康保险・外国人技能实习生综合保险 一</p> <p>为了能确保诸位技能实习生在日本逗留期间, 遭遇到意外事故时或者患上疾病时的补偿, 并能放心继续技能实习, 有以下保险。以备万一, 诸位请务必确认以下内容。</p> <p>1. 工伤保险</p> <p>是强制参加的国家保险制度, 企业主负担全部保险费。(根据修改入管法团体监理型的情况下) 从结束讲习, 在雇用合同下开始技能实习的这天起就适用。在技能实习中受了伤的时候、技能实习的原因生了病的时候以及上下班途中受了伤的时候, 能够得到如下给付。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①死亡的情况下的遗族(补偿) 给付・殡葬费 ②后遗症的情况下残疾(补偿) 给付 ③医院等的疗养(补偿) 给付 (基本上没有自己负担。) ④停止工作第4天起的停工(补偿) 给付 (停止工作1至3天的份额, 由企业主发给) ⑤尽管疗养开始后经过1年6个月以上, 但还没治好的情况下, 根据残疾程度伤病养老金给付 ⑥第1级或者第2级残疾, 并接受护理的情况下护理给付 <p>2. 健康保险・国民健康保险</p> <p>健康保险, 是被法人事业所或者平常职工数为5人以上的个人事业所(农业・水产・畜产・洗衣等服务性行业除外。) 雇用的情况下, 适用于强制性的国家保险制度(保险费是与企业主平分)。农业・水产・畜产・洗衣等服务性行业的个人事业所以及不足5人的个人事业所的情况下, 任意参加健康保险或者参加其他制度的国民健康保险。</p> <p>因工伤保险对象外的疾病以及负伤, 接受医疗时, 若向医院出示健康保险或者国民健康保险的保险证, 只要支付自己负担份额(医疗费的30%), 就能接受治疗。几乎所有的医疗是保险的对象, 但是也有保险对象外的医疗, 例如: 牙科材料费(金合金等), 特殊的治疗等。</p> <p>3. 外国人技能实习生综合保险</p> <p>是民间的保险公司为了外国人技能实习制度而开发的保险。因为参加不是强制性的, 是任意的, 所以请务必向实施实习机构确认是否参加了本保险。</p>	<p style="text-align: center;">一 技能実習生の労災保険・健康保険・外国人技能実習生総合保険 一</p> <p>技能実習生の皆さん、日本滞在中に万が一の事故に遭遇したときや病気にかかったときの補償を確保し、安心して技能実習を継続できるよう、以下の保険があります。万が一の場合に備えて、是非、以下の内容を確認してください。</p> <p>1. 労災保険</p> <p>加入が強制される国の保険制度で、事業主が保険料の全てを負担します。(改正入管法による団体監理型の場合) 講習を修了して雇用契約のもと技能実習を開始する時点から適用となります。技能実習中にケガをした場合や技能実習が原因で病気になった場合及び通勤途上にケガをした場合に、以下の給付が受けられます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①死亡の場合の遺族(補償)給付・葬祭料 ②後遺障害の場合の障害(補償)給付 ③病院等での療養(補償)給付(自己負担は基本的にはありません。) ④休業4日目からの休業(補償)給付(休業1~3日分は事業主から支給される) ⑤療養開始後1年6ヶ月以上経過しても治らない場合障害の程度により傷病年金 ⑥第1級又は第2級の障害の場合で介護を受ける場合の介護給付 <p>2. 健康保険・国民健康保険</p> <p>健康保険は、法人事業所又は従業員が常時5人以上の個人事業所(農業・水産・畜産・クリーニング等サービス業を除く。)で雇われる場合に強制的に適用される国の保険制度(保険料は事業主と折半)です。農業・水産・畜産・クリーニング等のサービス業の個人事業所や5人未満の個人事業所の場合は、健康保険に任意に加入するか別の制度である国民健康保険に加入することになります。</p> <p>労災保険の対象外の病気やケガで医療を受けるとき、健康保険または国民健康保険の保険証を病院に提示すれば、自己負担分(医療費の30%)を支払うだけで医療を受けることができます。ほとんどの医療は保険の対象となります。歯科材料費(金合金等)、特殊な治療など保険対象外となる医療もあります。</p> <p>3. 外国人技能実習生総合保険</p> <p>民間の保険会社が外国人技能実習制度のために開発した保険です。加入は強制ではなく任意となるので、実習実施機関に本保険に加入しているか是非確認して</p>

是增补上述1, 2的工伤保险、健康保险・国民健康保险的形式, 在如下的情况下, 将支付保险金。

①因疾病及负伤而死亡・后遗症的保险金

业务灾害・上下班灾害以外的情况下, (死亡时) 支付700万日元的保险金。因为健康保险・国民健康保险, 基本上没有死亡・后遗症的给付, 所以参加本保险很重要。业务灾害・上下班灾害的情况下, 通过工伤害保险给付, 本保险不支付保险金。

②疾病以及负伤的治疗费用保险金

考虑到取得国民健康保险・健康保险等资格的时期, 自本国出境起一定期间(1至3个月)是治疗费用100%给予补偿。随后, 国民健康保险・健康保险的自己负担部分的治疗费30%给予补偿。限额是100万日元或者300万日元。由于自己没有负担而能接受日本的医疗, 即便是意外的疾病以及负伤, 能首先考虑自己的健康的同时, 也能放心继续技能实习。但是, 也有不支付保险金的情况, 例如: 牙齿的治疗以及既往病历(老毛病)的治疗, 无资格的驾驶等。

③赔偿责任保险金

不留神弄坏了他人的物品, 让他人受了伤, 要承担法律上的赔偿责任时, 支付保险金, 限额为3,000万日元。还能防备意外的赔偿事故, 例如: 在骑自行车当中, 发生冲撞事故或者水漏到楼下居民的事故等。因为国家的保险制度里没有补偿赔偿事故的保险, 所以若没有这个保险的话, 就必须自己负担进行赔偿。但是, 也有不支付保险金的情况, 例如: 基于执行任务的赔偿损失(这种情况, 大多是企业主负担)、以及技能实习生自己损坏居住房间等。

④ 救援者费用等保险金

由于疾病以及因负伤而死亡或者病危的情况、以及由于偶然的事故而生死不明状态等情况, 支付从祖国来的亲属等的出国费用等, 限额为200万日元。国家的保险制度则没有补偿。

但是, 上述①~④里有保险公司设定的不支付保险金的免除责任事由。

以上, 关于疾病以及负伤等意外情况的保险进行了说明。最好不要发生意外不测的事故以及疾病, 但是, 为了即便发生了也能放心对应处理, 请确认上述内容。

みてください。

上記1, 2の労災保険、健康保険・国民健康保険を補完する形で、次のような場合に保険金が支払われます。

①病気やケガによる死亡・後遺障害の保険金

業務災害・通勤災害以外の場合に、(死亡の場合) 700万円の保険金が支払われます。健康保険・国民健康保険では基本的に死亡・後遺障害の給付はありませんので、本保険の加入が重要となります。業務災害・通勤災害の場合は、労災保険での給付があり、本保険では保険金が支払われません。

②病気やケガによる治療費用保険金

国民健康保険・健康保険等の資格取得の時期を考慮し、本国出国から一定期間(1ヶ月～3ヶ月)は治療費用100%が補償されます。その後は、国民健康保険・健康保険における自己負担分の治療費用30%が補償されます。限度額は100万円または300万円です。自己負担なく日本の医療を受けられるため、万が一の病気やケガでも自分の健康を第一に考えながら安心して技能実習を続けられることになります。但し、歯の治療や既往症(持病)の治療、無資格運転など保険金が支払われない場合もあります。

③賠償責任保険金

誤って他人の物を壊したり他人をケガさせて法律上の賠償責任を負担したときに、3,000万円を限度に保険金が支払われます。自転車運転中の衝突事故や階下の住民への水漏れ事故など万一の賠償事故に備えることができます。国の保険制度では賠償事故を補償するものはありませんので、この保険がないと自己負担で賠償しなければなりません。但し、職務遂行に基づく損害賠償(この場合は事業主が負担する場合が多い)や技能実習生自ら住む居室への損害など保険金が支払われない場合もあります。

④救援者費用等保険金

病気やケガにより死亡または危篤となった場合や、偶然の事故により生死不明の状態になった場合などに、母国から親族の方などの渡航費用などが、200万円を限度に支払われます。国の保険制度では補償されません。

但し、上記①～④には、保険会社にて設定した保険金が支払われない免責事由があります。

以上、病気やケガなど万が一の場合の保険について説明しました。不慮の事故や病気は起こらないのが一番良いのですが、起こっても安心して対処できるよう、上記の内容を確認しておいてください。